



国保料の軽減・減免制度などのお知らせ

国民健康保険

国民健康保険（国保）は助け合いの仕組みです。制度のご理解をお願いします。

平成30年度の保険料は6月中旬ごろに通知します。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4139、65・4140）

低所得者の軽減制度

前年中の所得※¹が基準額以下の世帯に対して、国民健康保険料の平等割と均等割※²が、あらかじめ軽減される制度があります。軽減の割合は7割、5割、2割の3

※1 対象となる「所得」とは

平成29年1月1日～12月31日までの1年間の、世帯全員の収入から必要経費を差し引いた額です。給与や公的年金では、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いた額で、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などを差し引く前の額です。遺族年金や障害年金などの非課税の収入は含みません。

※2 国民健康保険料とは

保険料は(1)医療保険分、(2)後期高齢者支援金分、(3)介護保険分（40歳以上65歳未満の人のみ）で構成されています。さらに(1)～(3)それぞれが①平等割（世帯単位で掛かる）、②均等割（加入者1人ずつに掛かる）、③所得割（加入者全員の前年所得で算定）で構成されています。

表1 軽減の対象となる所得の基準額

軽減割合	基準額
7割	33万円（変更なし）
5割	27万円 ↓ 33万円+27万5000円×加入者数（平成30年度から）
2割	49万円 ↓ 33万円+50万円×加入者数（平成30年度から）

図1 失業した人の軽減制度の対象

特定受給資格者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、31、32の人
特定理由離職者
雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが23、33、34の人

倒産や解雇などでやむを得ず失業した人が国保に加入した場合、

やむを得ず失業した人の軽減制度

種類です。4月1日（途中加入者の場合は世帯主が加入した日）の世帯内の加入者数と、前年所得で軽減の割合を判定します。平成30年度は、5割と2割軽減の対象となる基準額が拡大されます。（表1）

図2 減免の対象となる所得の要件

所得の少ない世帯のうち	加入者が特別寡婦・特別障害者に該当または、同居の特別障害者（加入者に限る）を扶養する世帯のうち
世帯の前年の総所得が加入者数と旧国保被保険者数※ ³ の合算数×35万円＋33万円以下の世帯	世帯の前年の総所得が加入者数と旧国保被保険者数※ ³ の合算数×35万円＋55万円以下の世帯

※3 旧国保被保険者：国保から後期高齢者医療制度に移行した人

公共職業安定所で雇用保険の手続きをし、「雇用保険受給資格者証」と印鑑を持参の上、国保課へ

保険料や医療費の負担を軽減する制度があります。対象は、失業により新たに国保に加入した人と、既に国保に加入していて失業した人のうち、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人です。（図1）

国保課に届け出をしてください

表2 低所得世帯が対象の減免基準と適用事例

いずれも、世帯で所得がある人が1人の場合	
●給与収入のみの場合の減免基準	
区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	給与収入 約98万円～133万円
2人世帯	給与収入 約98万円～171万9000円
3人世帯	給与収入 約98万円～223万1000円
4人世帯	給与収入 約98万円～273万1000円

●年金収入のみの場合の減免基準

①昭和28年1月1日以前生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約153万円～203万円
2人世帯	年金収入 約153万円～238万円

②昭和28年1月2日以降生まれの人

区分	減免が適用になる収入の範囲
単身世帯	年金収入 約103万円～140万6000円
2人世帯	年金収入 約103万円～187万3000円

所得が少ない世帯が対象
世帯全員の資産や退職金などを活用しても生活が著しく困難で、所得の要件（図2）に当てはまる世帯は、申請することで所得割の50パーセントが減免になる場合があります。（表2）

所得が少ない世帯が対象
世帯全員の資産や退職金などを活用しても生活が著しく困難で、所得の要件（図2）に当てはまる世帯は、申請することで所得割の50パーセントが減免になる場合があります。（表2）

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の特別措置

国保から後期高齢者医療制度へ

表3 賦課限度額（上限額）

区分	29年度	30年度
医療保険分	54万円	58万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護保険分	16万円	16万円
合計	89万円	93万円

保険料の賦課限度額（上限額）を、国の基準改正に合わせて改定します。（表3）

平成30年度の賦課限度額

国保から後期高齢者医療制度へ移行すること、国保に残る加入者が1人になった場合は、世帯構成に変更がなければ、移行後5年間は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が半額になります。6年目からは3年間、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が4分の3になります。

◆特別措置2 1人になった世帯への軽減

国保から後期高齢者医療制度へ移行した人が世帯内にいて、世帯の所得に変更がない場合は、移行前と同率の軽減が受けられるように、移行した人の前年所得や人数を含めて判定します。

◆特別措置1 低所得者への軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行したことにより、加入者の人数が少なくなる国保世帯には、保険料の特別措置があります。これらの特別措置を受けるための手続きは不要です。